

公 告

茨城空港旅客ターミナルビルにおける1階国際線搭乗待合室内免税店のテナント事業者を募集し、プロポーザル方式により選定するに当たり、次のとおり公告する。

令和5年11月15日

公益財団法人 茨城県開発公社
理事長 横山 征成

1 公募内容

(1) 件名

茨城空港旅客ターミナルビルにおける免税店のテナント事業者

(2) 概要

茨城空港旅客ターミナルビル内における免税店のテナント事業者を募集し、プロポーザル方式により選定する。

(3) 事業を行う施設の概要

ア 所在地

茨城県小美玉市与沢 1601-55

イ 施設の名称

茨城空港旅客ターミナルビル

ウ 募集区画、面積

1階国際線搭乗待合室内 (48.2m²)

エ 募集業種

免税店

(4) テナント事業者募集に係る条件等

茨城空港旅客ターミナルビルにおけるテナント事業者募集要項（以下「募集要項」という）のとおり。

2 参加資格要件

応募者は、以下の一般条件及び特定条件の全てを満たす単独の法人・個人を原則とする。ただし、特例条件の全てを満たす場合は、団体・グループ等でも応募できるものとする。

① 一般条件

ア 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者または申立をされていない者であること。

ウ 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号、以下「空管則」という。）の規定に違反し、

- または空管則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、または指示、命令等の履行を終えた日から2年を経過しない者でないこと。
- エ 空管則第26条の規定により承認の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- オ 暴力団関係組織、又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織でないこと。
注) テナントは、空管則第12条3の規定により、第3類営業者となるため空港長に、空管則第12条の第1項の項目書類の届出が必要となる。

② 特定条件

- ア 単独の法人・個人については、同種の営業経験を有し、現在も営業していること。
- イ 団体等については、構成法人等のうち一法人以上が同種の営業経験を有し、現在も営業していること。
- ウ 業務を営むにあたり、官庁の許認可が必要な場合、それが確実に受けられること。
- エ 過去3年間業務を営むことに関して、法令に違反し、又は罰則を受けたことがないこと。
- オ 業務を営むに必要な資金調達ができ、かつ業務内容及び資産内容が良好であること。
- カ 事業目的に沿った相応しい店舗整備及び営業活動ができること。
- キ 空港ターミナルビルの運営に協力的で、かつ他テナントと協調的であること。

③ 特例条件

- ア 構成法人の全てが一般条件を満たすこと。
- イ 構成法人のうち一法人以上が特定条件を満たすこと。

3 手続き等

(1) 問い合わせ先

〒311-3416

茨城県小美玉市与沢 1601-55

(公財) 茨城県開発公社 空港ビル管理事務所 担当：萩原

T E L 0299-37-2800

F A X 0299-37-2828

(2) 募集要項の交付

ア 交付期間

令和5年11月15日(水)から令和5年11月24日(金)まで(9:00~17:00)

イ 交付方法

本件プロポーザルに参加希望する者は、電話・FAXにて連絡すること。郵便等により交付する。

(3) 応募書類の提出

ア 提出方法

本件プロポーザルに参加を希望する者は、募集要項に基づき、応募書類を作成し、郵便等により送付すること。

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出期間

令和5年12月1日(金)から令和5年12月19日(火) 17:00 必着

(4) 質問の受付及び回答

ア 提出方法

応募書類の提出に当たり、質問がある場合には、募集要項に基づき、質問書を作成し、FAX又は郵便等により質問すること。

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出期間

令和5年11月15日(水)から令和5年11月24日(金)まで(9:00~17:00)

エ 回答

質問に対する回答は、FAX又は郵送等により、令和5年11月28日(火)までに順次回答。

4 企画提案書の評価

テナント事業者選定委員会を設置し、店舗コンセプト、アピールポイント等の営業方針や営業体制など企画提案書の内容について、新規性や話題性に重点を置きつつ、搭乗者など空港利用者へのサービス充実、空港の魅力向上といった観点から総合的に評価する。

5 テナント事業者の選定

(1) 企画提案書の書類審査等を行い決定する。

(2) 審査結果については、後日、通知する。

(3) 審査結果内容についての問い合わせには、一切応じない。

6 その他

詳細は、募集要項による。

茨城空港旅客ターミナルビルにおける
テナント事業者募集要項

令和5年11月
公益財団法人茨城県開発公社

茨城空港旅客ターミナルビルにおけるテナント事業者募集要項

1. 目的

この要項は、茨城空港旅客ターミナルビルの利用者へのサービス充実など茨城空港の魅力向上を図ることを目的とし、テナント事業者（以下「事業者」という。）を募集し、プロポーザル方式により選定するため、必要な手続き等について定めるものです。

事業者の選定は、応募書類の内容を総合的に評価し、最も優れた応募者を選定します。

2. 応募書類の内容

プロポーザルに参加しようとする応募者は、別紙「テナント事業者募集に係る条件等」に基づき、次の書類を提出してください。

- (1) 応募書類提出書（様式第1号）
- (2) 会社概要書（様式第2号）
- (3) 会社概要書（グループ概要：グループ応募のみ）
- (4) 企画提案書（様式第3号）
- (5) 会社経歴書（会社案内等）
- (6) 法人登記簿謄本
- (7) 令和4年度（または直近の）納税証明書（法人税）及び県税に滞納がないことの証明書
- (8) 令和4年度（または直近の）決算書またはそれに準ずるもの

3. 書類の受付期限等

- (1) 受付期間 令和5年12月1日(金)～12月19日(火) 17:00 必着
- (2) 提出方法 持参または郵送（書留など受付確認のできる方法に限る）
- (3) 提出先 〒311-3416
茨城県小美玉市与沢 1601-55
(公財) 茨城県開発公社 空港ビル管理事務所 担当：萩原
TEL 0299-37-2800
FAX 0299-37-2828
- (4) 提出部数 7部（正1部、副6部）

4. 企画提案書作成上の注意

- (1) 企画提案書の規格はA4版とします。
- (2) 企画提案書は簡潔でわかりやすい記述を心がけてください。
- (3) 企画提案書には事業計画等（収支計画を含む）を記載してください。

5. 企画提案書の選考、審査結果の通知

- (1) テナント事業者選定委員会において、企画提案書の書類審査等を行い決定します。
事業者は企画提案書の内容を総合的に判断して決定されます。
- (2) 審査結果については、後日、通知します。
- (3) 審査は非公開で行われますが、必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施することがあります。この場合、日程等は別途、応募者に連絡します。なお、審査内容についての問合せには、一切応じられませんのでご承知ください。

6. 選定の取消

次のいずれかに該当すると認められる場合、事業者の選定を取消します。

- (1) 偽りその他不正の手段により選定された場合
- (2) 応募者の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 所定の期日までに請書を提出しない場合または辞退届を提出した場合
- (4) その他事業者として不適格と認められる場合

7. 使用許可申請の手続き

事業者の決定は、令和 5 年 12 月 22 日を予定しております。選定された事業者は、選定結果の通知を受けた日から起算して 7 日（行政機関の休日を除く。）以内に請書（様式 5 号）を、（公財）茨城県開発公社 空港ビル管理事務所まで提出してください。

また、辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

請書提出後においても、選定の取消に該当すると認められる場合は、選定を取消す場合があります。

8. 遵守すべき法令等

本営業の実施に当たっては、以下の関係法令等を遵守すること。

- ・ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 空港管理規則（昭和 27 年運輸省令第 44 号）
- ・ その他関係法令、条例等

9. その他

- (1) 提出期限後に提出のあった書類は受理しません。
- (2) 提出された書類は、返却致しません。
- (3) 提出された書類の内容については、今回のテナント事業者選定以外には利用しません。
- (4) 書類の作成・提出に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (5) 提出後の書類の変更及び追加は認めません。
- (6) 書類の内容に関して、応募者へ確認または問い合わせを行うことがあります。

テナント事業者募集に係る条件等

1. 茨城空港旅客ターミナルビルの概要

(1) 茨城空港について

- ・飛行場の名称： 百里飛行場（共用飛行場、愛称：茨城空港）
- ・位 置： 茨城県小美玉市
- ・滑 走 路： 長さ 2,700m、幅 45m

(2) ターミナルビルの概要について

- ・建 設 地： 茨城県小美玉市与沢 1601-55
- ・規 模： 鉄骨 2 階建て一部 3 階 約 8,000 m²
- ・国際線旅客数： 別紙の通り
- ・営 業 日 数： 365 日
- ・営 業 時 間： 6:00～21:00（変更する場合があります）

2. テナント事業者の募集条件等

(1) 募集区画及び募集業種

募集区画：茨城空港旅客ターミナルビル 1 階国際線搭乗待合室（48.2m²）

募集業種：免税店

※別紙(コンセッション区画表)を参照。

(2) 取扱商品

酒・たばこ・菓子類・電化製品・雑貨等

(3) 賃料・契約期間

① 賃料

月額最低賃料（101,220 円）又は歩合賃料（月売上の 10%）のいずれか高い金額を基本とする。

※直接費（電気料金、水道料金及び店舗で個別に実施される清掃保守等の費用）は、入居者負担とさせていただきます。

② 契約期間

契約期間は、契約を締結した日から令和 6 年度末としますが、その後は双方に異議がなければ 1 年毎の自動更新とします。

(4) 参加資格要件

応募者は、以下の一般条件及び特定条件の全てを満たす単独の法人・個人を原則とします。ただし、特例条件の全てを満たす場合は、団体・グループ等でも応募できるものとします。

① 一般条件

- ア. 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- イ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者または申立をされていない者であること。
- ウ. 空港管理規則（昭和 27 年運輸省令第 44 号、以下「空管則」という。）の規定に違反し、または空管則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、または指示、命令等の履行を終えた日から 2 年を経過しない者でないこと。

- エ. 空管則第 26 条の規定により承認の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。
- オ. 暴力団関係組織、又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織でないこと。
- 注) テナントは、空管則第 12 条 3 の規定により、第 3 類営業者となるため空港長に、空管則第 12 条の第 1 項の項目書類の届出が必要となります。

② 特定条件

- ア. 単独の法人・個人については、同種の営業経験を有し、現在も営業していること。
- イ. 団体等については、構成法人等のうち一法人以上が同種の営業経験を有し、現在も営業していること。
- ウ. 業務を営むにあたり、官庁の許認可が必要な場合、それが確実に受けられること。
- エ. 過去 3 年間業務を営むことに関して、法令に違反し、又は罰則を受けたことがないこと。
- オ. 業務を営むに必要な資金調達ができ、かつ業務内容及び資産内容が良好であること。
- カ. 事業目的に沿った相応しい店舗整備及び営業活動ができること。
- キ. 空港ターミナルビルの運営に協力的で、かつ他テナントと協調的であること。

③ 特例条件

- ア. 構成法人の全てが一般条件を満たすこと。
- イ. 構成法人のうち一法人以上が特定条件を満たすこと。

(5) 応募に関する留意事項

① 応募書類の取扱い

- ア. 提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
また、提出後の変更及び追加は認めません。
なお、審査に必要と認める場合、追加資料の提出を求める場合があります。
- イ. 著作権は応募者に帰属するものとし、応募書類は事業者の選定以外には使用しません。
ただし、事業者として選定した場合の応募書類について、当公社が必要と認める場合はその全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- ウ. 応募書類の提出に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている機器、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。
- エ. 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は円を使用してください。

② 提供資料の取り扱い

当公社が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

③ 構成法人の変更

グループにて応募した場合、原則、構成法人の変更は認めません。ただし、当公社が変更を認めた場合はこの限りではありません。

④ 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とします。ただし、グループにて応募した場合、構成法人の一つが該当する場合にグループとして失格とします。

- ア. 提出書類に虚偽の記載又は不備があった場合

- イ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ウ. 応募書類提出後から事業者の選定までの間に「2.テナント事業者の募集条件等の参加資格要件(4) ①から③)」を満たさなくなった場合

(6) 開店前に必要な資金について

① 保証金（敷金）

ア. 保証金として、最低賃料の6ヶ月相当額を当公社にてお預かりさせていただきます。
月額最低賃料：101,220円

イ. 保証金は無利息とします。

ウ. 保証金は原則、撤退時、清算後返還いたします。

② 店舗の造作費・設備費

ア. 内装仕上げ、造作及び設備に係る費用は、事業者負担とさせていただきます。

イ. ビル全体の調和を図るため、当公社との密接な事前の調整をお願いします。

ウ. 施工はあらかじめ当公社にその設計関係書類をご提出頂き、当公社の承認を得た上で施工して頂きます。

③ その他の費用

ア. 営業上必要な許認可の申請、取得は事業者自身で行って頂き、取得費用も負担して頂きます。

イ. 店舗等についての火災保険及び損害保険にいては、事業者でご加入頂き、その保険料を負担して頂きます。

ウ. 消火器類は、法律に定められた基準に沿って設置して頂きます。

(7) 開店後に必要な経費について

ア. 決定した賃料を毎月負担いただきます。

イ. 直接費（電気料金、水道料金及び店舗で個別に実施される清掃保守等の費用）は事業者負担とさせていただきます。

(8) その他営業に当たっての留意事項

ア. 賃貸物件を転貸したり、賃借権・営業権などを第三者に譲渡したり、担保に供することはできません。

イ. 営業時間は原則として、ターミナルビルの営業時間内とさせていただきます。

ウ. 休業日は原則としてありませんが、法定点検等で臨時に休業する場合があります。

3. 公募スケジュール

・募集要項に関する質問受付期間

令和5年11月15日（水）から令和5年11月24日（金）17:00 必着

・質問の回答

令和5年11月28日（火）までに順次回答

・応募書類受付期間

令和5年12月1日（金）～令和5年12月19日（火）17:00 必着

・テナント事業者決定

令和5年12月22日（金）予定

様式第1号

令和 年 月 日

茨城空港旅客ターミナルビルにおけるテナント事業者応募書類提出書

公益財団法人茨城県開発公社
理事長 横山 征成 殿

所在地
商号
代表者名
作成責任者
電話
E - M a i l

⑩

茨城空港旅客ターミナルビルにおいて免税店営業を希望しますので、必要書類を添付して提出します。

なお、提出書類の記載内容について、事実と相違いないことを誓約します。

記

1. 会社概要書
2. グループ概要書（グループ応募のみ）
3. 企画提案書
4. 会社経歴書（会社案内等）
5. 法人登記簿謄本
6. 令和4年度（または直近の）納税証明書（法人税）及び県税に滞納がないことの証明書
7. 令和4年度（または直近の）決算書またはそれに準ずるもの

様式第2号

会社概要書

令和 年 月 日

1. 会社概要

会 社 名 ・ 名 称			
代 表 者 氏 名			
創 業 年 月 日	資本金		百万円
主 な 事 業 内 容			
店舗数・従業員数			
主要取引金融機関	1.	2.	3.
主 要 仕 入 先	1.	2.	3.
連 絡 担 当 者	所属 電話	役職・氏名 FAX	Eメール

2. 損益状況

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売 上 高			
営 業 利 益			
経 常 利 益			
税引前当期利益			
当 期 利 益			
前 期 繰 越 利 益			
当期末処分利益			

3. 令和4年度営業店舗状況（売上上位5店舗）

店舗名	業 種	面 積	年間売上
1			
2			
3			
4			
5			

会社概要書（グループ概要）

令和 年 月 日

構成会社数			
代表会社名			
会社名・名称			
代表者氏名			
創業年月日	資本金	百万円	
主な事業内容			
店舗数・従業員数			
主要取引金融機関	1.	2.	3.
主要仕入先	1.	2.	3.
連絡担当者	所属 電話	役職・氏名 FAX	Eメール
会社名・名称			
代表者氏名			
創業年月日	資本金	百万円	
主な事業内容			
店舗数・従業員数			
主要取引金融機関	2.	2.	3.
主要仕入先	1.	2.	3.
連絡担当者	所属 電話	役職・氏名 FAX	Eメール
会社名・名称			
代表者氏名			
創業年月日	資本金	百万円	
主な事業内容			
店舗数・従業員数			
主要取引金融機関	3.	2.	3.
主要仕入先	1.	2.	3.
連絡担当者	所属 電話	役職・氏名 FAX	Eメール

様式第3号

令和 年 月 日

茨城空港旅客ターミナルビルにおけるテナント事業者の選定に係る企画提案書

公益財団法人茨城県開発公社
理事長 横山 征成 殿

所在地
商号
代表者名
作成責任者
電話
E - M a i l

⑨

茨城空港旅客ターミナルビルにおけるテナント事業者選定に係る企画提案書を本書のとおり提出します。

なお、本書の内容については事実と相違いないこと及びテナント事業者に選定された場合には、本書の内容を誠実に実行することを誓約します。

<提案項目>

別紙項目の事項を盛り込んだ計画書を A4 版の用紙にて作成して下さい。

提案書は項目順に記載してください。

別紙（様式第3号）

1. 営業方針

- ① 店舗コンセプト、特長、アピールポイント等
- ② 販売品目の特長、一覧表
- ③ 店舗のPR方法
- ④ 店舗レイアウト
- ⑤ クレジットカード、電子マネー等への対応の有無
- ⑥ コスト削減の取り組み
- ⑦ 利用者ニーズへの対応（ニーズの把握や苦情等）
- ⑧ 茨城県やターミナルビルが実施するイベントへの協力

2. 営業体制(人員配置等)

- ① 組織、人員、業務分担、責任分担等
- ② 教育（内部研修等）
- ③ 雇用方針(地元雇用等)

3. 安全管理の取組み

- ① 方針
- ② 責任体制
- ③ 取組内容（内部チェック、従業員教育、HACCP「危害分析重要管理点」の実施等）

4. 維持管理計画

- ① 店舗の維持管理（大規模改装や修繕）に関する考え方
- ② クリンリネスの実施体制、頻度、対象

5. 警備・緊急時対応

- ① 防犯・防災の具体的方策
- ② 事件・事故・災害発生時の対応方策

6. 資金・収支計画

- ① 出店に係る資金調達
- ② 収入・支出
- ③ 資金計画
- ④ 歩合・賃料
- ⑤ 収入が想定を下回った場合、大規模改装等が必要となった場合の考え方

7. その他

※空港ビルの管理・運営上及び空港利用者の利便性及び快適性の向上のために必要と判断される事項

様式第 4 号

茨城空港旅客ターミナルビルにおけるテナント事業者選定に係る質問書

公益財団法人茨城県開発公社 茨城空港ビル管理事務所 御中
(FAX:0299-37-2828)

会 社 名
住 所
氏 名
電 話
F A X

質問項目	
質問要旨	
質問内容	
質問項目	
質問要旨	
質問内容	
質問項目	
質問要旨	
質問内容	

様式第5号

令和 年 月 日

請 書

公益財団法人茨城県開発公社
理事長 横山 征成 殿

所 在 地
商 号
代 表 者 名

⑩

茨城空港旅客ターミナルビルテナント事業者をお受けします。

国際線旅客数実績

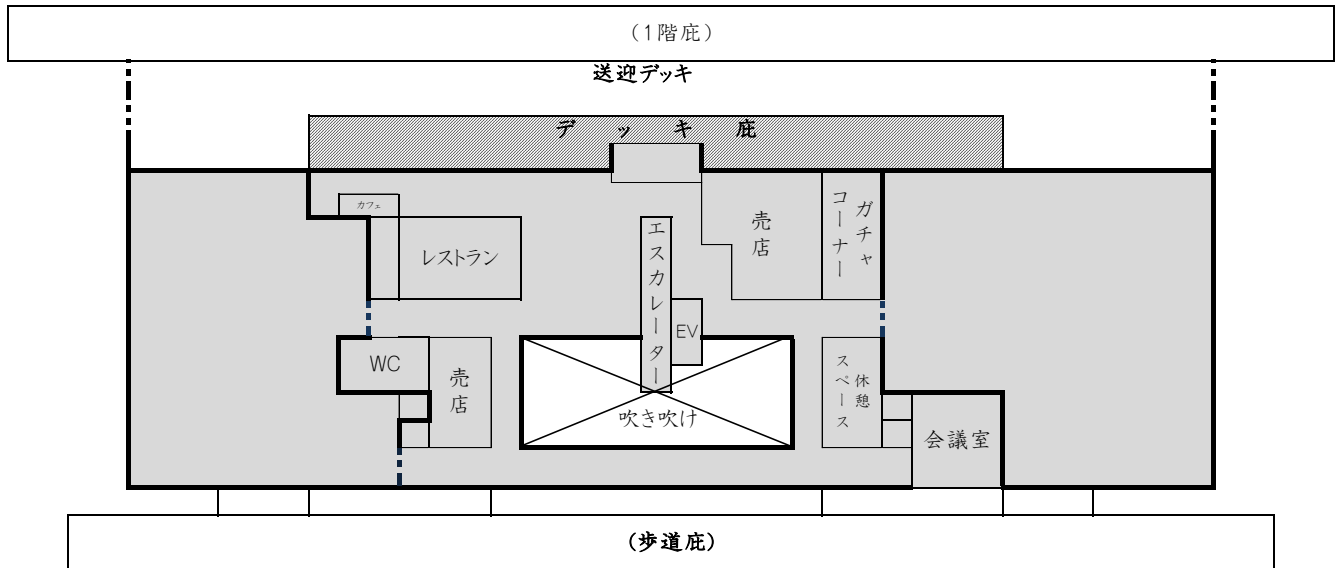
		乗客	降客	計			乗客	降客	計
平成27年度 (2015年度)	4月	5,846	5,688	11,534	令和2年度 (2020年度)	4月	0	0	0
	5月	6,423	6,246	12,669		5月	0	0	0
	6月	5,930	5,920	11,850		6月	0	0	0
	7月	6,018	6,273	12,291		7月	0	0	0
	8月	7,003	7,125	14,128		8月	0	0	0
	9月	6,168	6,306	12,474		9月	0	0	0
	10月	6,008	5,758	11,766		10月	0	0	0
	11月	5,452	5,421	10,873		11月	0	0	0
	12月	5,591	5,088	10,679		12月	0	0	0
	1月	6,042	7,387	13,429		1月	0	0	0
	2月	6,689	6,136	12,825		2月	0	0	0
	3月	7,662	8,470	16,132		3月	0	0	0
	計	74,832	75,818	150,650		計	0	0	0
平成28年度 (2016年度)	4月	9,138	8,278	17,416	令和3年度 (2021年度)	4月	0	0	0
	5月	7,006	7,185	14,191		5月	0	0	0
	6月	6,661	6,676	13,337		6月	0	0	0
	7月	9,843	10,455	20,298		7月	0	0	0
	8月	9,012	8,308	17,320		8月	0	0	0
	9月	6,104	5,637	11,741		9月	0	0	0
	10月	6,032	5,561	11,593		10月	0	0	0
	11月	4,111	4,088	8,199		11月	0	0	0
	12月	4,516	3,898	8,414		12月	0	0	0
	1月	4,414	4,634	9,048		1月	0	0	0
	2月	4,211	3,913	8,124		2月	0	0	0
	3月	4,877	4,887	9,764		3月	0	0	0
	計	75,925	73,520	149,445		計	0	0	0
平成29年度 (2017年度)	4月	4,378	4,296	8,674	令和4年度 (2022年度)	4月	0	0	0
	5月	4,134	4,285	8,419		5月	0	0	0
	6月	3,801	3,848	7,649		6月	0	0	0
	7月	6,170	6,288	12,458		7月	0	0	0
	8月	4,890	4,773	9,663		8月	0	0	0
	9月	4,041	4,266	8,307		9月	0	0	0
	10月	4,030	4,114	8,144		10月	0	0	0
	11月	3,591	3,702	7,293		11月	0	0	0
	12月	3,919	3,668	7,587		12月	0	0	0
	1月	3,583	4,099	7,682		1月	0	0	0
	2月	5,059	4,663	9,722		2月	0	0	0
	3月	5,571	5,677	11,248		3月	487	656	1,143
	計	53,167	53,679	106,846		計	487	656	1,143
平成30年度 (2018年度)	4月	5,925	5,842	11,767	令和5年度 (2023年度)	4月	2,169	2,374	4,543
	5月	5,424	5,559	10,983		5月	1,717	2,010	3,727
	6月	5,453	5,622	11,075		6月	2,571	2,540	5,111
	7月	6,207	6,398	12,605		7月	1,388	1,494	2,882
	8月	8,157	7,792	15,949		8月	4,130	3,709	7,839
	9月	7,672	7,633	15,305		9月	2,432	3,110	5,542
	10月	7,303	7,315	14,618		10月			0
	11月	6,301	6,372	12,673		11月			0
	12月	7,085	6,203	13,288		12月			0
	1月	7,432	8,148	15,580		1月			0
	2月	7,662	7,135	14,797		2月			0
	3月	8,547	8,362	16,909		3月			0
	計	83,168	82,381	165,549		計	14,407	15,237	29,644
令和元年度 (2019年度)	4月	7,166	6,466	13,632					
	5月	6,844	7,389	14,233					
	6月	7,767	7,605	15,372					
	7月	6,888	7,216	14,104					
	8月	8,382	7,557	15,939					
	9月	5,971	5,461	11,432					
	10月	5,685	5,775	11,460					
	11月	6,214	6,225	12,439					
	12月	7,150	5,894	13,044					
	1月	7,679	8,492	16,171					
	2月	1,405	1,243	2,648					
	3月	117	130	247					
	計	71,268	69,453	140,721					

コンセッション区画表

2階コンセッション図

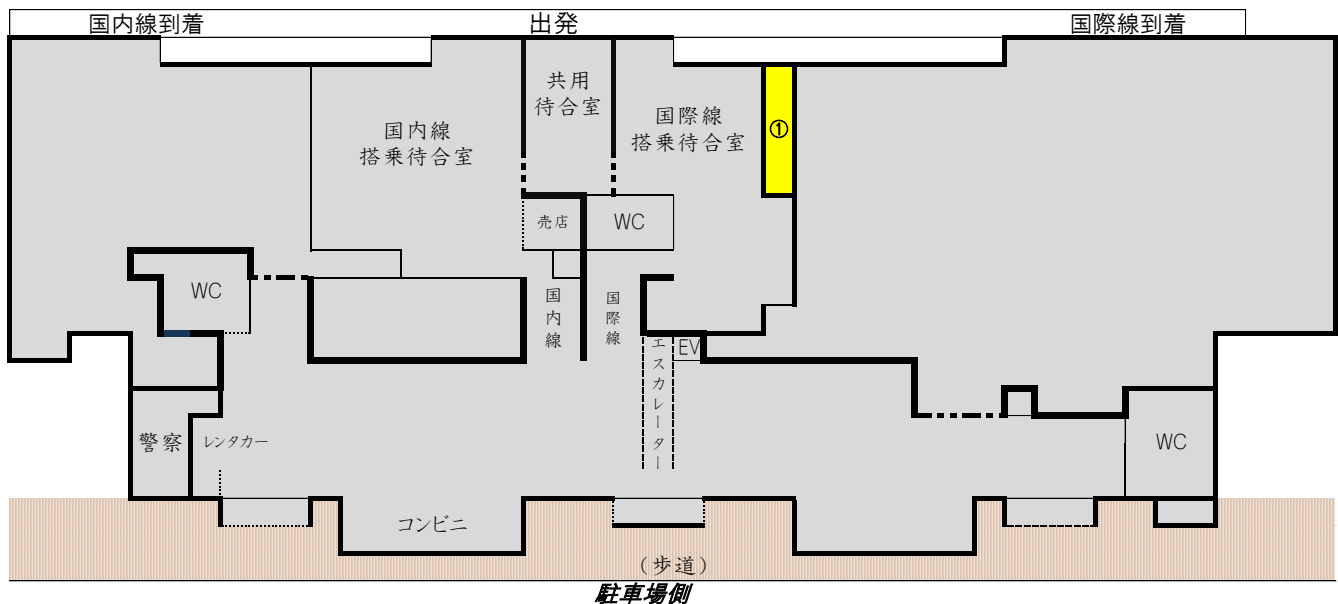
募集区画

エプロン側



1階コンセッション図

エプロン側



【テナント賃料等】

区画及び募集業種	専有面積	合計面積	フロア	備考
① 免税店	48.20㎡	48.20㎡	1階	※2階に事務所等の空部屋あり 33.30㎡ (1㎡当たり4,700円)